

誰もが共生する社会を目指して制定しました！

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

平成30年10月1日施行



ポイント

- 1 「合理的配慮の提供」の義務化
- 2 紛争解決の仕組みの整備
- 3 広域支援相談員の設置

1 「合理的配慮の提供」を義務化します

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、都条例では、障害者差別解消のための取組を一層進めるため、義務としました。つまり、民間事業者も「合理的配慮の提供」を行わなければなりません。

	障害者差別解消法		東京都の条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務	義務

不当な差別的取扱いとは？

正当な理由がないのに、障害があることで、サービス提供の拒否したり、提供場所や時間帯を制限したりすることなどをいいます。



障害を理由として、入店を拒否することは不当な差別的取扱いに該当します。補助犬の入店拒否は、禁止されています。

合理的配慮の提供とは？

障害者から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、対話にもとづいて、必要かつ合理的な対応をすることをいいます。



筆談、手話、読み上げ、スマホ・タブレット端末など、ご本人にあった方法でコミュニケーションを取ることは、合理的配慮の提供といえます。

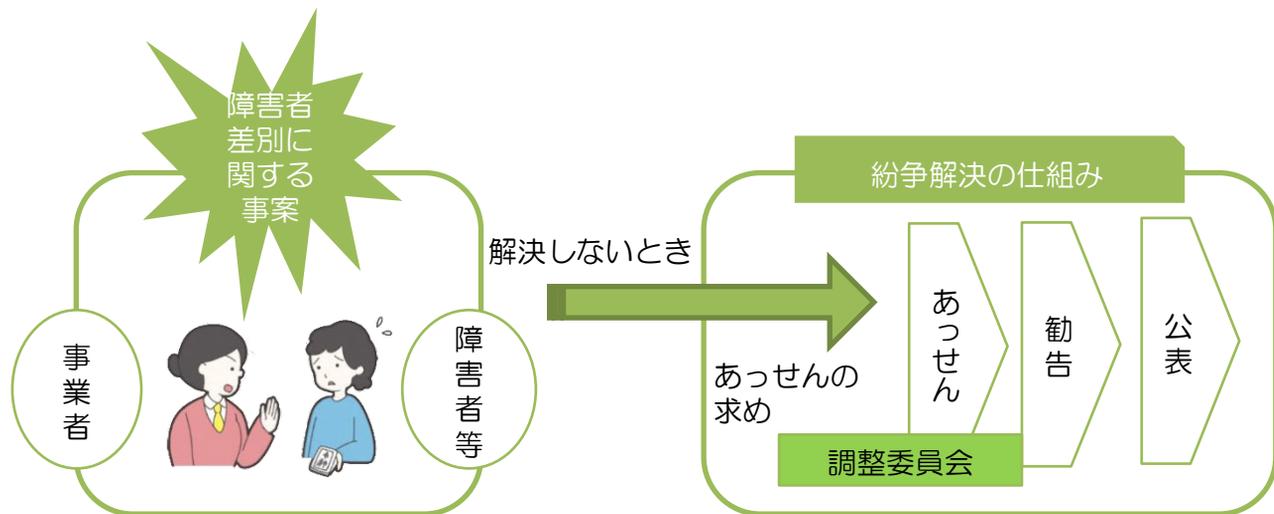


2 紛争解決の仕組みを整備します

相談支援を行っても解決しない事案について、紛争解決の仕組みによって解決を図ります。

新たに調整委員会を設置し、あっせん・勧告・公表が行えるよう規定をしました。

※調整委員会は、公正中立な立場で、あっせんを行う、第三者機関です。



3 広域支援相談員を設置します

障害者差別にかかる相談に的確に応ずるため、東京都に広域支援相談員を設置します。

広域支援相談員は、障害者差別に関する相談を専門的に受け付け、障害者からの相談だけでなく、民間事業者からの相談にも応じます。

東京都障害者権利擁護センター（東京都広域支援相談員）

TEL：03-5320-4223 FAX：03-5388-1413

（対応時間 平日午前9時から午後5時まで）

「障害の社会モデル」の考え方に基づいて制定しています。

理解を深め、一緒に行動しましょう。



このパンフレットに関する問い合わせ先：
東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL：03-5320-4559 FAX：03-5388-1413

すけだちくんは共生社会実現に向けた障害者理解促進キャラクターです。